

派遣先所属 福島県企画調整部避難地域復興局生活拠点課
氏 名 増子 範行（ますこ のりゆき）
派遣期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

1 派遣業務の内容、現況

派遣先の福島県企画調整部避難地域復興局生活拠点課では、主に災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与に関する事務、被災者生活再建支援制度等に関する事務、長期避難者等の生活拠点の整備に関する企画、調整等に関する業務を行っています。他自治体の応援職員は東京都職員1名、神奈川県職員1名、富山県職員1名と埼玉県職員1名の4名が別々の担当に派遣されています。

The screenshot shows the official website for the Disaster-affected Household Reconstruction Support Project. At the top, there is a logo for 'Future From Fukushima' and the text 'ふくしまからはじめよう。' Below the logo, the main title '避難市町村生活再建支援事業' is displayed in large blue letters. To the right, it says '福島県 生活拠点課'. The page is divided into sections: '事業の内容' (Content of the Project) and '事業イメージ' (Image of the Project). The '事業の内容' section contains a box stating that Tokyo Electric Power Company (TEPCO) will provide compensation until March 2018, and that during a certain period, they will support households through door-to-door visits and other means. The '事業イメージ' section is further divided into two parts: '(1) 避難市町村家賃等支援事業' and '(2) 避難市町村避難者意向確認事業'. The first part describes how TEPCO will extend compensation for households staying in emergency temporary housing until March 2019. It includes a diagram showing '県' (Prefecture) providing '助成' (Assistance) to '避難世帯' (Evacuee Household). The second part details the process of confirming the intentions of evictees through various methods like door-to-door visits and telephone surveys.

事業の内容

東京電力による家賃賠償が平成30年3月末までとされていることから、国や避難元自治体等と連携を図りながら4月以降の一定期間の家賃等を支援するとともに、戸別訪問等の意向確認により支援を必要とする避難者の生活再建に結び付ける。

事業イメージ

(1) 避難市町村家賃等支援事業

家賃賠償が平成30年3月末までとされている避難世帯のうち、応急仮設住宅の供与が平成31年3月末まで一律延長される区域から避難している世帯に対して、家賃等を支援する。

県 助成 避難世帯

対象者

宮岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域及び南相馬市、川俣町及び川内村の一部区域からの避難世帯の代表者

- 南相馬市の帰還困難及びH28.7.12に避難指示が解除された区域（小高区など）
- 川俣町のH29.3.31に避難指示が解除された区域（山木屋地区）
- 川内村のH28.6.14に避難指示が解除された区域（下川内字貝ノ坂、荻の地区）

助成金額

家賃、共益費（管理費）及び更新手数料相当額

※ 家賃、共益費（管理費）については、平成30年3月末で東京電力が認めた家賃賠償の対象額を上限とする。

(2) 避難市町村避難者意向確認事業

家賃賠償が平成30年3月末までとされている避難世帯の生活再建に関する意向を確認し、円滑な生活再建のために必要な支援に結び付ける。

- 東京電力から県への「対象者リスト」の提出（7,300世帯程度を想定）
- 県（委託業者）の「電話」による一次スクリーニング（電話による意向確認）
- 国・県・東京電力の「戸別訪問」による二次スクリーニング（連絡が取れない世帯や支援が必要な世帯への意向確認）
- 市町村の「ケア会議」等による個別事案の課題解決
- 国・県・市町村等の「再建調整会議」等による困難な個別事案の課題解決

私の担当で行っている避難市町村生活再建支援事業では、原発事故による警戒区域等からの避難者のうち、東京電力による家賃賠償が平成30年3月をもって終了し、家賃等の助成を希望する世帯を対象に、家賃等の助成を行っています。

応急仮設住宅の供与については、一部の地域からの避難世帯について平成31年3月まで1年間延長することとなっています。この助成金は、応急仮設住宅で避難生活を継続するか、民間賃貸住宅等を自ら賃借し家賃賠償を受けて避難生活を継続するかによって支援の終期に差が生じることとなってしまうため、住まいの違いによる支援の不公平感を是正し、避難世帯の円

滑な生活再建を支援するために行われています。

また、東京電力による家賃賠償が終了した後も生活再建に一定の支援を必要とする世帯が少なくありません。円滑な生活再建のために、戸別に状況を確認して必要な支援につなげるなど丁寧な対応が求められており、支援の必要な世帯への意向確認を実施するとともに、そこから得られた要支援情報を参考に必要な支援を展開する事業を行っています。

意向確認イメージ図



2 被災地の復旧・復興の状況

私の住んでいる福島市（中通り）では、震災の影響、原発事故の影響を感じることはありません。しかし、原発事故による被害を受け、避難指示が解除されていない区域があり、そこに住んでいた方々については、未だ避難生活を余儀なくされているのも確かです。

光の部分としては、復興公営住宅（原子力災害による避難者のための住宅）については、4890戸整備予定のうち、96%の4707戸が完成、ふくしま復興再生道路などの道路インフラ等の充実、帰還困難区域においても特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、除染・工事が始まるなど、避難地域の復興再生が着実に進んでいます。



3 被災地へ派遣となって感じたこと

他の自治体で仕事をするのはもちろん初めてなのですが、書類の保存方法、起案方法、他部局との仕事の調整方法など、こうも埼玉県のやり方と違うのか…と最初は戸惑いましたが、福島県のプロパー職員のサポートもあり、ようやく慣れてくることができました。「この方法は埼玉県でも使えるな」、「埼玉だとこうやっていたので福島県でもこうやればよいのに」などと、職場で話し合ったりもします。

私生活では、休日には、車で30分も走れば、大自然に囲まれたさまざまな温泉があり、観光気分を味わいながらのんびりと過ごしています。また、福島県は、おいしい日本酒が数多くあり、それらを飲むことも楽しみの一つとなっています。

これからシーズンは、スキーも楽しめます。いちばん近いところですと、自宅から下道で1時間もかからないところにスキー場があるので頻繁に通えそうです。福島県内のいろいろなスキ一場に行ってみたいと思います。

今後は、埼玉県の良さを福島県の人に知ってもらうとともに、福島県の良さをいろいろな人にPRしていこうと考えています。

これを読んでいただいた皆様も、ぜひ福島県に来て、見て、食べて、呑んで、福島県の良さを感じていただきたいです。



相馬野馬追



鳴倉温泉



あぶくま洞



福島の日本酒